

第 9 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 9 年 8 月 4 日

知 多 市 教 育 委 員 会

## 第 9 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 9 年 8 月 4 日		
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室		
開 会	午前 9 時 3 0 分		
閉 会	午前 1 1 時 1 0 分		
出 席 委 員	委員長	竹 内 聰 一	
	委員長職務代理者	岩見田 健	
		石 井 久 子	
		吹 原 美 香	
	教育長	小 宮 克 裕	
出席した職員	教育部長	松 井 禎 司	
	生涯学習課長	柴 山 利 之	
	生涯スポーツ課長	堀之内 康	
	学校教育課長	山 口 芳 徳	
	指導主事	榊 内 勝 利	
		阿 部 剛 士	
	事務局学校教育課	森 真 哉	
		木 村 圭 吾	
傍 聴 者	なし		
議 題	議案第 1 8 号 知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議）		
	議案第 1 9 号 平成 2 8 年度知多市教育委員会活動の点検及び評価について（協議）		
	議案第 2 0 号 平成 3 0 年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について（協議）		
そ の 他	(1) 知多市いじめ防止基本方針（案）について（報告）		
	(2) 平成 2 9 年 7 月 準要保護者等の認定状況について（報告）		
	(3) 教育委員会後援事業について（報告）		

- 1 開 会 出席委員 5 人  
第 9 回知多市教育委員会定例会を開会する。
  
- 2 前回会議録の承認について 第 7 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。  
署名委員 石井委員、吹原委員  
第 9 回定例会会議録署名委員の指名  
岩見田委員、石井委員
  
- 3 委員長報告  
前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。  
(1) 教育委員視察研修  
桶川市立駅西口図書館と川崎市立中原図書館を視察しました。  
桶川市は、知多市とほぼ同じ規模の市で、センター図書館と 2 つのサブ図書館という体制です。駅にあるショッピングセンターに図書館があり、丸善と並びになっています。滞在型ということで各所にベンチがあり、また、子どもへの読み聞かせのブースもありました。  
川崎市は、150 万人都市ですので、駅前の 30 何階か建てのビルの 5 階と 6 階に図書館があり、別に 15 の図書館がありました。私は、できるだけ多くの人に親しんでほしいという思いがありますので、他の図書館との関連が気になりましたが、桶川市もそうですが、メインの図書館に来られない人への便宜も図っているということが分かりました。川崎市は、1 日に 2 回、他の図書館への図書館への図書館の配送体制が整っています。また、資料整備にも力を入れています。  
(2) タッチそうめんスライダー  
みなさん、いきいきとやっていました。
  
- 4 教育長報告  
前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。  
(1) 第 17 回子ども会ドッジビー中央大会  
子ども会の会員数が減ってきていることを物語るように、地区によっては、出場できないクラスがありました。  
(2) 学校給食センター運営委員会  
給食費見直しの諮問を行いました。  
(3) 知多地方中学校体育大会  
知多市で開催のある種目をすべて観てきましたが、野球では、硬式を行う子が増えてきた影響で、軟式を行う子が減ってきたため、スタンドまで届く打球はないということで、レベルが低下してきています。  
(4) 資料収集検討委員会  
山本梅荘の水墨画などや大沢鉦一郎の作品の寄贈がありましたので、見識者の意見を聴きました。  
(5) スポーツ競技全国大会等出場激励金授与式  
例年より多くの子が来ました。高校 3 年生の柔道、とびうお杯の水泳、八幡中石井姉妹の剣道などです。

- (6) 愛知県総合教育センター運営会議  
特別支援のコーディネーターに力を入れるなどの要望をしてきました。
- (7) インターハイ実行委員会設立総会  
事務局の生涯スポーツ課では、今年度開催地の気仙沼市へ視察に行ってきましたが、フェンシングの子たちが、知多市で行うことができよかったと思ってもらえるような大会にしていきたい。
- (8) ちた塾大学行政連絡会  
来年度15周年を迎えるにあたって、楽しいイベントを行いたいということでした。
- (9) 若手教員等教育講演会  
今年度は、若手教員に「等」を付けて、一宮中学校の浅井校長を講師に迎えて開催したところ、若手でない先生の参加が多くあり、立ち見が出るほどでした。実践に基づいた話や模擬授業があり、よい講演会でした。
- (10) 第1回市民美術展審査運営委員会  
市民美術展ということで、多くの方が参加できるようにという意見が出ていました。
- (11) 防災会議  
市の総合防災訓練が、11月12日に岡田小学校で開催されますので、その話し合いがありました。

## 5 議 題

- (1) 議案第18号 知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、前回の教育委員会で概要を報告したとおり、図書館の図書に付属するCD、DVDなどの視聴覚資料の増加に伴い、図書資料と視聴覚資料の貸出期間を合わせることによって利用者の利便を図るため、規則の関連条項を改正するものです。

配布資料2枚目の知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（新旧対照表）をご覧ください。

第10条は、第3項のただし書きを削り、図書資料と視聴覚資料の貸出期間を15日以内に統一するものです。附則として、第1項は、施行期日を公布の日とし、第2項は、経過措置として、この規則の施行の際、貸出しを受けている視聴覚資料については、改正後の規定により貸出しを受けた図書館資料とみなすものです。

(質疑・意見)

竹内委員長

これはもう始まっていますか。

柴山生涯学習課長

正式には始まっていませんが、試行というかたちで行っています。

竹内委員長

先日借りたら、同日になっていました。それはいいことだという話しをしていました。

早速やっていただいて、市民に喜ばれると思います。

岩見田委員

借りられる方からすれば、いいことだと思います。

(採決) 全員賛成、原案承認

(2) 議案第19号 平成28年度知多市教育委員会活動の点検及び評価について (協議)

(説明) 山口学校教育課長

点検及び評価については、継続して審議していますが、7月25日開催の外部評価委員会議では、記載内容に関する修正箇所はありませんでしたので、7月の定例会でお示しした資料と同じものです。

33ページをお願いします。

ここでは、点検評価に関するこれまでの検討経過を記載しました。

次に、34ページ、35ページは、学識経験者の意見で、11点ありました。

1点目は、知多市のめざす教育の実現を図るために、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの立場で積極的に連携事業を展開している点について評価されました。引き続き、連携した事業の推進に努めるよう求められました。

2点目は、魅力ある学校づくり推進事業を中心に、学校全体で教員の授業力向上に取り組む姿勢や努力について、大きく評価されました。また、授業におけるICTの導入について、教員の理解を深めて、授業力の向上に資するよう積極的に取り組むよう求められました。

3点目は、学校教育の充実については、若手教員を中心に、授業力の向上は大きな課題であり、「教科等指導員」制度は非常に有益であり、引き続き、積極的に活用し、教員の授業力向上に取り組むよう求められました。

4点目は、いじめ問題は、認知件数のみで判断されるべきものではなく、内容に応じた適切な対処が重要であり、28年度の中学校のいじめの認知件数は、前年度に比べおよそ半分になっているが、件数の減少に油断することなく、一層の早期発見、早期対応に努めるよう求められました。

5点目は、学校生活指導員の増員や、外国人児童生徒指導員の配置などにより、特別な支援や配慮が必要な子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行っていることについて、大変評価されました。また、新たに外国人児童生徒指導関連の事業を進めていることに、国際理解にも大きく貢献できるのではないかと意見いただきました。

6点目は、災害の様々な状況を想定して地域等と学校が連携して防災訓練を実施したことを評価され、今後も継続して実施するよう求められました。

7点目は、子どもたちの日常の学習の様子を知ることは、保護者や地域の学校に対する理解を促進するうえで大きな助けであり、インターネット等を活用した情報発信について、引き続き、積極的に取り組むよう求められました。

8点目は、「豊かな人間性や創造性を育むまち」づくりを行い、充実した生活環境を構築することは非常に有意義なことであり、生涯学習ガイドブック「コノハナ」が、ますます市民に活用され、積極的な事業展開が図られるよう求められました。

9点目は、生涯学習地域推進員の制度の見直しや学校支援ボランティア制度の充実が図られたことを、大きく評価されました。今後、生涯学習地域推進員については、コミュニティ組織内での立場がより明確になるよう、また、学校支援ボランティアについては、学校のニーズを的確に把握することと地域へのPRを積極的に行うことが重要との意見をい

いただきました。

10点目は、勤労文化会館、図書館で指定管理者による自主事業が行われたことについて評価されました。また、図書館の読書啓発事業は、今後も、学校や他の関連機関と連携しながら継続するよう求められました。

11点目は、総合型地域スポーツクラブが8地区に設置されて、順調に運営されていることを評価されました。一方、地域スポーツ事業では、新たな参加者の掘り起しが課題であり、社会的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、健康福祉の分野と連携しながら参加者の拡大を図るよう求められました。

本日、この点検及び評価（案）をご協議、ご承認されたものを、最終報告書として、9月の議会定例会で報告後、10月にホームページにて公表を予定していますので、よろしくお願いいたします。

（質疑・意見）

岩見田委員

学識経験者の意見からは、随分期待されていると思いました。9番目の生涯学習地域推進員と学校支援ボランティアに対する指摘や注文がありました。後は認めていただいているなどと思いました。

（採決）全員賛成、原案承認

### （3）議案第20号 平成30年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について（協議）

（説明）山口学校教育課長

知多市教育委員会が定める「就学校の変更及び区域外就学申請許可基準について」ですが、この表の区分番号3の「通学距離による場合」では、「小学校に限り、あらかじめ、教育委員会が定めた当該小学校への受け入れ児童数の範囲内において、新たに小学1年生に就学する児童などが、指定校より通学距離が短い隣接校へ就学を希望するときに、承諾できるものとする。」と定めています。

小学校の新1年生につきましては、就学するにあたって、健康診断を受けていただく必要があります。この実施が10月から始まりますので、この就学時健診の保護者への案内にあわせて、就学校の変更等の許可基準、特に、「通学距離による場合」を、保護者へ周知していきたいと考えていますので、本日の定例会で、受入児童数の、審議をお願いするものです。

資料の2枚目の就学校の変更及び区域外就学申請許可基準区分番号3「通学距離による場合」に係る受入児童数の範囲（案）をご覧ください。

「新1年生児童見込数①」欄は、現時点での見込の実数です。「クラス数②」欄は、①欄の数字を少人数学級の定数35人で除して得たクラス数で、現時点での必要クラス数を表しています。「最大人数③」欄は、②欄の数値に、少人数学級の定数35人を乗じて得たもので、現時点のクラス数に対して、受入れ可能な児童数であります。「残人数」欄は、③欄の最大人数から①欄の新1年生児童見込数を差し引いたもので、現時点での余裕人数です。右端の「受入れ児童数」欄は、左の「残人数」欄の数値を考慮して決めたもので、新年度の1年生について、通学距離の短い隣接校への就学希望があった場合の、各小学校の受入

れ児童数です。

なお、新知小学校は、残人数18人ですが、区画整理事業後の、当該校区への年度途中児童数の増加などにより、また、学校施設に余裕のないことを考慮して、就学校の変更基準にかかわらず、他校区からの受入れ児童数をゼロとするものです。

(質疑・意見)

竹内委員長

毎年、かなりの数に上りますか。

山口学校教育課長

八幡小学校と新知小学校では、5月1日現在で、47人が新知ではなく八幡に通っています。また、佐布里小学校と新知小学校では、55人が新知ではなく佐布里に通っています。

(採決) 全員賛成、原案承認

## 6 その他

### (1) 知多市いじめ防止基本方針(案)について(報告)

(説明) 山口学校教育課長

いじめが関係して自殺などで尊い命が失われる事件が、全国で後を絶たない状況の中、知多市でもいじめ未然防止の取組として、平成19年度に教育委員会にいじめ問題等対策会議を設置しました。いじめだけでなく、不登校や問題行動なども含めて、各小中学校においても、いじめ不登校対策委員会を設置し、学校単位で対策に取り組んできました。

一方、国では、大津市のいじめ事件などを背景に、平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行し、文部科学省からは、「いじめの防止等のための基本的な方針」が示され、地方公共団体での積極的な取り組みが促されました。このため、知多市の各小中学校でも、学校いじめ防止基本方針を策定して、いじめ問題に取り組んできました。

全国の自治体では、いじめ防止に関する方針や条例などを策定する動きが活発になりましたが、知多市では、時期をほぼ同じくして、子どもの人権保護を訴える「子ども条例」を施行しており、いじめ防止も含めた周知啓発に努めていましたので、いじめの防止等のための基本的な方針の策定はしていませんでした。その後、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、SNSを介したいじめも現れ、文部科学省では、この3月、いじめの防止等のための基本的な方針を見直しています。

この中では、関係機関の連携を図ることをはじめ、幼児期からの道徳的な教育に取り組むこと、重大事件への適切な対応に向けた体制を整えることなどの項目が新たに追加されており、これを受け、知多市としていじめ防止への取組をより強化するため、いじめ防止基本方針の策定をすることを決めたものです。なお、いじめ防止基本方針の策定に当たっては、いじめ問題対策連絡協議会にて協議・策定され、子ども未来部子ども若者支援課が主体となり、市として取り組むに当たり、児童生徒・学校の関係もあり教育委員会としても関わっていくものです。

それでは、いじめ防止基本方針(案)について、ご説明します。

この基本方針案は、いじめの根絶に向けて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのもので、国・県の基本方針を参考に作成しました。A3判の「知多市いじめ防止基本方針（概要・案）」によって、ご説明しますので、そちらをご覧ください。

「第1 いじめの防止等に関する基本理念」では、いじめに対する考え、対処する際の心構えなど、いじめの防止に関わる基本的な姿勢について記述しています。

「第2 いじめの定義」では、いじめを、心理的又は物理的な影響を与える行為によって心身の苦痛を感じるものと定めています。

「第3 いじめの防止等に関する基本的な考え方」では、いじめの防止等について、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「地域や家庭との連携について」の4つの項目にわけて、市全体としてどのような考え方であるべきか、ということについて具体的に記述しています。

「第4 関係者の責務」では、市全体でいじめのない地域社会の実現を目指すために、「市」、「学校」、「保護者」、「地域」の4つの行動主体をあげて、その分担と役割について具体的に記述しています。

「第5 市の取組」と「第6 学校の取組」についてですが、「基本方針」では、効果的にいじめ防止等の対策を行うため、もうひとつのA3判の「いじめ防止等の各組織の役割」に記載されています。4つの組織と子ども未来部が所管する「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て会議」が、相互に連携し、補完し合いながらいじめの根絶に向けて様々な取組を行うこととしています。

それでは、「いじめ防止等の各組織の役割」によって、「市の取組」、「学校の取組」の組織についてご説明します。

まず、「いじめ問題対策連絡協議会」ですが、これは、市が設置する組織で、基本方針に基づく、市全体のいじめの防止等に関する取組を総括し、関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とし、所掌事務としては、「いじめの防止等のための基本的な方針に基づく、基本方針に関すること」始め3項目です。主な具体的活動内容としましては、「いじめ問題等対策会議が取りまとめた小中学校におけるいじめの状況等に関する報告及び市の子育てに関する相談として保護者から寄せられた意見などの報告を受け、委員それぞれの立場から、分析・意見の陳述を行う」を始め、4項目を考えております。連絡協議会の開催時期は、年1回を予定しており、必要に応じ随時開催も可能としております。

続きまして、「いじめ問題専門委員会」です。これは、より高度、または専門的な知識・技能などを要するいじめの防止等のための取組を実施する場合に、必要に応じて教育委員会が附属機関として設置し、学校への支援を行う組織になります。所掌事務としては、「いじめの防止等に関わる専門的な知見に基づく技術的助言等に関すること」始め3項目です。専門的知識及び経験を有する第三者等で構成され、その専門的な知識や技能をいじめの防止等の取組の推進に発揮してもらうように考えております。この専門委員会は、重大事態が発生した場合には、教育委員会が設置する調査組織として、重大事態の調査も行います。

続きまして、「いじめ問題等対策会議」です。これは、教育委員会が、学校におけるいじめ問題等の解決に向けて、情報を交換し、連携を深める組織として設置するものです。国・県のいじめ等の状況や市内の学校におけるいじめ等の状況を総括し、所掌事務としては、「学校における基本方針に基づくいじめの防止等に関する諸事項の総括及び連絡協議会、専門委員会との連携に関すること」始め4項目です。教育長を筆頭に、学校及び教育関係者で構成され、学校に直接指導・助言を行う組織としての意味合いが大きくなっています。主な具体的活動内容としては、「学校におけるいじめ等の発生状況等を総括的に把握すると



ともに、関係者の情報交換や学校への指導や助言を行う」を始め5項目を考えています。

最後に、「いじめ不登校対策委員会」です。これは、学校におけるいじめの防止等に関する取組や措置を実効的に行う組織になります。この委員会は、学校の実情に即して、いじめの防止等の取組の実施に適した者で校長が定めるもので構成され、いじめ防止等の中心的な役割を果たします。主な具体的活動内容としては、「学校で行ういじめの防止等の取組の中心組織として、校内のいじめ関係事項の総括を行う」を始め3項目です。

なお、これらの組織の関係について、基本方針の後ろにあります、別紙1の組織相関図及び連携図で表してあります。

A3判の「知多市いじめ防止基本方針（概要・案）」にお戻りください。

続きまして、「第7 重大事態への対処」ですが、重大事態の定義としては、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態とする」、「調査をせずに重大事態ではないと判断してはならない」と、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などでも注意喚起されています。

重大事態が発生した場合は、基本方針の別紙2の「重大事態発生時の対応」として、このような対応を想定しており、これは、基本方針の第7の2及び3の内容を図式化したものです。図に沿って主な点をご説明しますと、教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受け調査主体を判断し、いじめ問題調査委員会が学校へ調査するように指示するとともに、発生の報告を市長にします。調査を指示されたいじめ問題調査委員会又は学校は、調査結果を教育委員会に報告します。教育委員会は、その調査結果を市長に行い、市長は、その調査結果や対応について判断し、内容が不十分だと判断した場合は、いじめ問題再調査委員会に対して、再調査の指示をします。再調査の結果が市長に報告され、市長は、再調査の結果を議会に報告します。

このように、重大事態が発生した場合に、「市全体」の問題として捉え、対処する意思を示しています。ここでの主なポイントとしては、「迅速な報告の徹底」、「多角的な視点からの調査」、「被害児童生徒、保護者への支援」、「市長の判断による重大事態の再調査」があります。

A3判の「知多市いじめ防止基本方針（概要・案）」にお戻りください。

最後に、「第8 その他いじめの防止等に関する留意事項」ですが、この項目では、いじめの防止等に関する取組の効果的な展開のため、基本方針の見直し等について定めており、この基本方針が時節にあった適切な内容となるように、基本方針の精神が担保される仕組みが形づくられています。

以上が「基本方針」の内容の説明です。なお、参考として、「今後のスケジュール」と「知多市におけるいじめの状況について」の資料を付けておきます。

（質疑・意見）

岩見田委員

知多市いじめ防止基本方針概要案ですが、第2いじめの定義において、「心身の苦痛を限定的に捉えることがないようにする」とありますが、「心身の苦痛を限定的に捉える」とはどういうことですか。また、第4関係者の責務において、「3保護者の役割」がありながら、「いじめ防止等の各組織の役割」で、保護者対応の組織がありません。保護者を啓発したり、情報を伝えたりする組織がない。学校でやっているといえはそのとおりですが。それはいいののかということです。

山口学校教育課長

1点目の「心身の苦痛を限定的に捉えることがないようにする」ですが、本文の3ページにあります、「いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、心身の苦痛を感じているものとの要件を限定して解釈されることのないように」ということで、表面的・形式的に捉えるのではなくて、子どもの立場になって考えるということです。

岩見田委員

平たくいうと、これまでと同じということですね。その子がいじめだと思ったらいじめだということですね。

山口学校教育課長

2点目の保護者への啓発する組織ですが、市としての取組、学校としての取組というかたちを取っていますので、保護者に向けて、市としての全体としての取組ですので、保護者に向けてという組織は考えていません。

岩見田委員

親の最初の状態から最後の状態までをつかんでいる組織があるべきで、現状は、学校がやらされています。学校からすると、しんどいです。学校に被けているのであればそれでもいいですが、折角大きな組織が3つもあるので、どこかでやってくれるとありがたいなあと思います。

松井教育部長

保護者の組織は、現在は、PTAですが、個々のいじめに対して効果的な対策が取れるかという問題がありますが、いじめ防止等の各組織の役割の中にいじめ問題対策連絡協議会があって、小中学校PTA連絡協議会から委員として参加していただいています。この協議会は、市が設置する中心的な組織として位置付けられていますので、この中で、様々な問題・課題、方向性・方針などをそれぞれの組織へということを期待しています。ただ、それだけでは、実効的な対応はできないと思いますので、それぞれの学校でも連携しながらやっていただくことになると思います。

竹内委員長

市の役割を見てみると、学校への支援はありますが、いじめを受けている子どもやその保護者への支援というものも大事なことだと思います。市の支援は、学校への支援ではなく、いじめを受けている子どもに対する支援が第一なので、市の役割は、学校への支援ではない。

知多市が、いじめに取り組むということを積極的に啓蒙しなきゃいかんと思います。そのためにはどうすべきかということがあると思いますが、いじめに対するルールを作ることは大切ですが、そのルールの中にハートが欲しいです。そのためには、いじめで一番守るべきは、支援すべきは、子ども。若しくは保護者だと思うので、市の役割は、できるかぎりきちんとして欲しい。

小宮教育長

いじめを受けた子や保護者にも適切な情報を提供したり措置をしたりしていきます。

竹内委員長

学校の役割で、「命を大切にし、相手を思いやる気持ちの育成」ということは、やっているのだよね。学校がいじめの場所になってしまうので、先生たちへのいじめの教育が、分かっているとは思いますが、必要になります。「すべての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解をうながし」とありますが、先生はどうなの。子どもの観察力は、すごいです。大人は正しくて、子どもは正しくないということは絶対ない。子どもはしっかり見ている。「何々先生って、切れるよね」。ということはどういうことかということ、感情でしかっちゃう。そういうところもお互いに学んでいく必要がある。学校の役割としては、観察と発見。

よーく見ていて、見つけるということ。そういったことを文章の中に入れていかないと。改めて先生方にも認識してもらいたいと思います。

重大事態発生時の組織相関図及び連携図ですが、いじめを受けた児童生徒は、学校へ言う子もいるかもしれないが、学校へ言えない子もいる。学校との関係ができていればいいが、担任との関係が一番できていない子もいる。担任からいじめを受けていると思っている子は、担任には言えない。その場合、どこに言えばいいのか。いじめは、いじめられていると思えばいじめられているので、いじめられている子が一番追いつめられてしまう。どこへ言えばいいのか分からない。だから、矢印が、いくつかあれば、その中から言いやすいところへ言うことができる。そのようなことをいっぱい含んだいじめ防止のしくみになっていけばいいかと思います。だから、顔を出さなくても、例えていうと、いじめ相談メールアドレスというのがあって出すことができる。それが、学校か、教育委員会か、市長室か、どこかにつながっている。いじめ相談窓口が、国にあります。チャイルドラインがあっても、知らないで相談することもできない。そういうものもピーアールしておくことが必要だと感じます。いじめから脱出するには、いろいろな方法があるということ子どもたちや保護者に伝えることが大切です。基本方針を出すだけでなく、いじめに合っている子にどうしたらよいかということで、関係する部署がみんなで検討していくということがよいと思います。

教育委員会の評価のところにはありましたが、知多市のいじめの状況について、統計的数値は、必ずしも実数を表していないことは常識になっていますが、おそらく認知件数は、その扱い方によっては大きく違ってくると思います。大津市においては、報告の仕方が変わったから人数が何倍にもなりましたので、一概には言えないと思います。不登校も自殺もいじめだけが原因ではないですよね。経済的とか、家族関係とか、相談できる人がいないとか、いじめだけが原因とは言えないけれど、それが言い訳になっているように聞こえると、いじめが原因の一つになっていることがいけないということになる。いじめが最後の一押しになったかもしれないということもあるので、基本方針を作っていくときには、そうだなあと思うようなしくみやサービスをしていってもらえたらいいなと思います。

#### 小宮教育長

教員の場合は、当然、教員が、しっかり見るという観察力がないと見つからないと思いますが、学校での取組の中に、資質向上や定期的な校内研修、子どもを見る目という勉強は、メインでやっている内容だと思います。特に、若い先生たち、今、不祥事なども起きています。子どもの言うことを含めて、モラル的なものとか、そういうことを含めて研修をしていく必要があります。ただ、子どもを見る目を育てたいと思うのだけれど、教員の多忙化にも関わってきます。多忙化が原因で子どもと接する時間がないから、子どもを見ることができない。一緒に遊ぶことによって見つけることができるが、その時間がない。そういうことから、学校の支援が必要となる。

いじめられた子を一番に守る必要があるが、いじめた子も守っていく必要がある。自殺をしたときに、軽く言ったつもりだったのが、重大なこととして捉えてしまった。それが原因で亡くなってしまったとなると、当然、言った子のケアにも入る必要がある。ということがありますので、そういうことも勉強する必要があります。

#### 松井教育部長

この基本方針は、市が定めるということになって、法律に基づいて、学校もそれぞれ基本方針を作っていますが、あくまでもこれより明確に市全体の支援や連携を、もし重大事態があったときには、こういう流れでやっていきたいと思いますという基本的なものです。そして、これに基づいて作ったならば、知多市として、より具体的で効果的な取り組みは何だろうかということ、教育委員会だけではなく、子ども若者支援課と一緒にいろいろな取組

を進めて行きましょうというスタートラインとして考えていただきたいと思います。ですから、いろいろな意見を出していただいて、具体的にこれをやっていきましょうというところのスタートとして考えていただければよいと思います。学校もそれぞれ基本方針を作っています。取組もそれぞれの学校でやっていますので、そういった意味でいろいろな問題があれば、その都度、取組について、教育委員さんの意見をいただきながらやっていく。また、学校現場とか、いろいろな方からいただきながら進めていくという基本的な方針です。内容について、これはこういうように直した方がよいとか、追加した方がいいということがあれば、これ、いつまでに修正を。

山口学校教育課長

協議会員の皆さんには、今月の18日までにとお願いしておりますので、同日までに、何かあればお願いします。

松井教育部長

そういった意味も含めて、基本方針にこういった項目も使えた方がいいとか、こういったように直した方がいいということがあれば、18日までをお願いします。

事務局（木村）

基本方針では、主となる基本的なことだけを明示していますので、いじめを受けた子どもや保護者での目線でも見やすい情報は乏しいです。個別の活動の中でそのような資料を作って学校やPTAを通じて展開していくという方法もありますが、例えば、基本方針に別紙4を新たに作成して、相談窓口の一覧を載せたらどうかという意見をいただいて検討することもできます。基本的な方針ということで、どこまで細かく記述できるかということは、ご相談させていただきたいと思います。

概要版は、紙面の都合があり、全ての項目を載せていないのですが、そのため、載っていない項目は、基本方針の中を見ていく必要がありますが、確認していただければと思います。

## （2）平成29年7月準要保護者等の認定状況について（報告）

（説明）山口学校教育課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で4人、中学校で1人、取消は、中学校で1人でした。現在の認定者数は、小学校で343人、中学校で213人、合計で556人です。また、認定児童生徒の理由別内訳は、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、認定が1人、取消が1人、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が4人です。

要保護は、前回から今回までの認定、取消ともありませんでした。現在の認定者数は、小学校で28人、中学校で20人、合計で48人です。

特別支援は、Ⅱ段階で、前回から今回までの決定は、小学校で3人、取消は、小学校で1人でした。現在の決定者数は、小学校で88人、中学校で26人、合計で114人です。また、Ⅲ段階は、前回から今回までの認定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校3人、中学校1人、合計で4人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、7月末で、小中学校合わせて、要保護は、同数の48人、準要保護も、同数の556人です。

（質疑・意見）なし

(3) 教育委員会後援事業について (報告)

(説明) 山口学校教育課長

前回の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の「第38回旭北地区市民運動会」から項番30の「いこいのひとときを茂恵庵で…」までの事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) いじめの態様における「仲間はずれ」について

岩見田委員

先ほどの基本方針の資料に「知多市内いじめの状況について」がありましたが、その中で、いじめの態様で、「仲間はずれ」という項目があります。私は、学校では、「仲間はずし」と言わせていました。どういうことか分かりますか。後の項目は、対象になる子へのいじめの方法になっていますが、「仲間はずれ」は、いじめられている子の状態です。「仲間はずし」が正しいと思い、そう言ってきました。一度、検討してください。馴染まないということであれば、このままでも構いません。

(2) 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正等の提出時期の変更について

柴山生涯学習課長

前回の教育委員会で改正概要を報告いたしました「知多市公民館の設置及び管理に関する条例」の一部改正(案)及び「知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部改正(案)については、本日の教育委員会に議案提出予定でしたが、施行予定時期が平成30年6月1日であり、周知期間について、中部公民館学習室の利用団体との調整の結果、本年12月議会での審議で、問題がないことが確認できたため、条例等の改正案の審議スケジュールを変更し、改正条文の精査の上、11月の教育委員会に提出することとしました。

(3) 9月の行事等予定表等について

山口学校教育課長

9月の行事等予定表の事項を説明した。

8 閉 会 午前11時10分 第9回定例会を閉会

次回は、9月6日(水)午前9時30分から第10回定例会を予定。

知多市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第2号)に基づく改正前の知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規

則第2号) 第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成29年8月4日

(委 員) \_\_\_\_\_

(委 員) \_\_\_\_\_

(教 育 長) \_\_\_\_\_

(教育部長) \_\_\_\_\_